

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 2 年 5 月 定 例 会 会 議 録						
1 日 時	令和2年5月28日（木） 午後2時から2時46分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3－F					
3 教 育 長 の 氏 名	清水 隆					
4 出席した委員の氏 名	一	教育長職務代理人 大保木道子	二	委 員 金井 裕	三	委 員 安田美詠子
	四	委 員 久保田篤正	五	委 員 加藤潤一		
5 欠席した委員の氏名	なし					
6 説明のため出席した職員	大竹教育部長、櫻井教育総務課長、山下学校教育課副課長、柳井生涯学習課長、吉見文化財保護課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	清水教育長： 令和2年北本市教育委員会5月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	清水教育長： 令和2年北本市教育委員会4月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 清水教育長： 会議録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、2番の金井委員にお願いする。					
4 議事の取り扱いと非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が3件、議案が2件のほか、追加提出議案として、教委報告第29号「北本市青少年指導委員会委員の任命及び委嘱について」、教委報告第30号「北本市公民館等運営審議会委員の委嘱について」、教委報告第31号「読書推進事業について」、教委議案第36号「上尾道路建設に係る文化財の保存と活用について」を加えた計9件の審議としてよいとお諮りする。 なお、本日の教委報告第28号、教委報告第29号、教委報告第30号、教委議案34号及び教委議案35号については人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいとお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： これら案件に関しては非公開で審議することに決する。					

5 報告事項	清水教育長： 報告事項の議事に入る。大竹教育部長より、報告事項についてお願いする。 大竹教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第26号から第28号までの3件のほか、追加提出の教委報告第29号から第31号を加えた計6件である。教委報告第26号「教育長の決裁処分」から、担当課より報告する。
(1) 教委報告第26号「教育長の決裁処分」	清水教育長： まず、教委報告第26号の1番「私たちのまちのお仕事発見&体験事業」についてだが、今回中止となったため、その旨学校教育課より、説明をお願いする。 山下学校教育課副課長： (教委報告第26号の1番中止についての説明) 清水教育長： 教委報告第26号の1番について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第26号の1番については、了承とする。
(2) 教委報告第27号「要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について」	清水教育長： 続いて、教委報告第27号「要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について」、学校教育課より、説明をお願いする。 山下学校教育課副課長： (教委報告第27号の説明) 清水教育長： 教委報告第27号について、質疑はあるか。 金井委員： 説明の中において国や県から柔軟に対応するようにとあったが、基準を見直すなどの対応になるのか。 山下学校教育課副課長： 基準を見直すことはない。基本的には従来通り、前年の状況に対しての対応となる。ただ、ここ数か月の急な情勢の変化については、柔軟に対応するようにとの国や県からの通知があった。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第27号については、了承とする。
(3) 教委報告第31号「読書推進事業について」	清水教育長： 続いて、教委報告第31号「読書推進事業について」、教育総務課より、説明をお願いする。 櫻井教育総務課長： (教委報告第31号の説明)

7 非公開審議 (1) 教委報告第28号「北本市立堀の内集会所運営委員会委員について」 (2) 教委報告第29号「北本市青少年指導委員会委員の任命及び委嘱について」 (3) 教委議案第30号「北本市公民館等運営審議会委員の委嘱について」	吉見文化財保護課長： 含まれない。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第36号については、可決する。 清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。 清水教育長： それでは、教委報告第28号「北本市立堀の内集会所運営委員会委員について」、生涯学習課より、説明をお願いします。 柳井生涯学習課長： (教委報告第28号の説明) 清水教育長： 教委報告第28号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第28号については、了承とする。 清水教育長： 続いて、教委議案第29号「北本市青少年指導委員会委員の任命及び委嘱について」、生涯学習課長より、説明をお願いします。 柳井生涯学習課長： (教委議案第29号の説明) 清水教育長： 教委議案第29号について、質疑はあるか。 金井委員： 委員の方々について、平均年齢が年々上がっていると聞いているので、その点について今後ご配慮いただきたい。 柳井生涯学習課長： 今後の参考にさせていただく。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第29号については、了承する。 清水教育長： 続いて、教委議案第30号「北本市公民館等運営審議会委員の委嘱について」、生涯学習課長より、説明をお願いします。 柳井生涯学習課長： (教委議案第30号の説明) 清水教育長： 教委議案第30号について、質疑はあるか。
--	---

	— 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第30号については、了承する。
(4) 教委議案第34号「学校協議会委員・外部評価委員の委嘱について」	清水教育長： 続いて、教委議案第34号「学校協議会委員・外部評価委員の委嘱について」、学校教育課より、説明をお願いします。 山下学校教育課副課長： (教委議案第34号の説明) 清水教育長： 教委議案第34号について、質疑はあるか。 金井委員： 2号委員のA・B・Cの区分はどうなっているのか。 山下学校教育課副課長： Aは自治会などの地域の団体、Bは青少年健全育成あるいは警察関係、Cは社会教育・福祉関係となっている。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第34号については、可決する。
(5) 教委議案第35号「北本市スポーツ推進審議会委員の任命について」	清水教育長： 続いて、教委議案第35号「北本市スポーツ推進審議会委員の任命について」、生涯学習課より、説明をお願いします。 柳井生涯学習課長： (教委議案第35号の説明) 清水教育長： 教委議案第35号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第35号については、可決する。
8 閉会の宣言	清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会5月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和2年 6 月 18 日 教 育 長 清水 隆 署名委員 金井 裕 書 記 栗原 弘行